

惣田池の伝説 — 池村 —

天正四年（一五七六年）北畠具教の滅亡によって、その家臣であった乾覚助さんは、斎宮に帰って開田を行ないました。

けれど、農地は開発したものの、水を引くことにはたいへん苦労しました。

足踏み式の電骨車を使って低い川の水をくみ上げたり掘り割り、をつくったりしましたが、それでも水は足りず、毎年夏の日照りのために干ばつにあって、満足に収穫できませんでした。

そこで、

「池をつくろう。大きな池を。そうすればどんな日照りが続いても水の心配はない。」

と村人たちが立ち上がりました。池村の谷をセキ止め、みんな手にカマ、クワ、フゴを持って集まりました。

米の増収は村人たちの夢でしたから、雨の日も、風の日も、だれ一人として文句をいわず、二年がかりで立派な池ができたのでした。

そのお陰で下流の村にも水が引け、お米がたくさん穫れました。





ところが、

「この池は上村のものだ!」

「いや、池村のものだ。」

と、所有権争いが始まったのです。

争いはいつまでも続き、天保六年（一八三五年）、そのことにやきもきした池村百姓総代の良蔵^{りようぞう}さんは、池の権利を池村に移そうと、田丸城主が登城の際、惣田池に関する口上書^{こうじょうしょ}を殿様に差し出し、直訴^{じきそ}したのでした。

ところが殿様は直訴状を出したということで、良蔵^{りようぞう}さんをただちに捕え、牢屋^{らうゐ}に入れたのでした。

そのころは、庄屋から大庄屋、そして家老というように訴えの手続き順序があったのですが、良蔵^{りようぞう}さんは村のことを思って手っ取り早く直訴したのが、かえっていけなかったのです。

このように、惣田池の利益は大きかったものの、捕われの身となってしまった良蔵^{りようぞう}さんと、村人たちの血と汗の結晶は、池村に大きなセンセーションを巻き起こしたのでした。

約三ヘクタールの池は現在も静かに湖水をたたえ湖面に回りの緑をうつしています。

(注)

・直訴状＝正式の手続きをしないで訴える書状。

キーワード：みんわ、池村、惣田池、農業

このお話は、昭和56年に発行された書籍「明和のみんわ」(野田那智子さん編著)をもとにし、登場する人物・建物・その他の名称・読み方などは、原文をしょうしています。